

## 議第 1 号

### 新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業の対応に係る臨時 専決処理の承認について

新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業の対応について、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和 31 年 11 月県教育委員会規則第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処理したことについて承認する。

### 記

#### 新型コロナウイルス感染症対策のための学校臨時休業の対応について

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 2 年 3 月 2 日から春休みまで県立学校を臨時休業とする。

#### 提 案 理 由

令和 2 年 2 月 28 日に文部科学省から通知された「新型コロナウイルスの感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）」を受け、その対応に緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第 5 条第 1 項の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和 2 年 3 月 16 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

## 新型コロナウイルス感染症に係る学校臨時休業の対応について

令和2年2月28日、県教育委員会から県立学校に対し指示した内容は下記のとおりです。

### 記

#### 1 臨時休業について

- (1) 令和2年3月2日（月）から春休みまでを臨時休業とすること。  
ただし、卒業生以外の生徒については、3月第1週に1日だけの登校日を設定し、休業中の注意事項等を伝達するとともに、教材等を持ち帰らせるなどの対応をすること。
- (2) 休業中は、生徒は登校しないこととし、講習や部活動等も行わないこと。  
家庭においては外出を極力控えるよう指導すること。
- (3) 休業期間中の生徒・保護者への連絡体制を確認し、学校からの緊急時の連絡内容が確実に伝わるようにすること。

#### 2 卒業式について

- (1) 時間設定を見直し、最短の時間で終了できるようにすること。
- (2) 参加者は卒業生と教職員に限定すること。保護者は全保護者の代表1名、在校生については必要最小限の参加とし、来賓については参加を御遠慮願うこと。

## 議第 2 号

令和2年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の変更に係る臨時専決処理の承認について

令和2年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の変更について、教育委員会の権限に帰する事務の一部を教育庁に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）第5条第1項の規定により、別紙のとおり専決処理したことについて承認する。

### 提 案 理 由

文部科学省より令和2年2月19日に「高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について（第2報）（事務連絡）」、令和2年2月28日に「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉休業について（通知）」を受け、その対応に緊急を要したため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により専決処理したので、同条第2項の規定により承認を求めるため提案するものである。

令和2年3月16日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

令和2年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針 新旧対照表

現 行	改 正 案
1～2 ー略ー 3 ー略ー (1) ー略ー ア～イ ー略ー ウ 選抜に当たっては、面接を行うものとし、高等学 校長は、その結果を選抜の資料に加えることができ る。 (2)～(3) ー略ー 4～9 ー略ー	1～2 ー略ー 3 ー略ー (1) ー略ー ア～イ ー略ー (削除) (2)～(3) ー略ー 4～9 ー略ー

## 令和2年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針

令和2年度山形県立高等学校全日制の課程及び定時制の課程の入学者選抜は、次の方針に基づいて行う。

- 1 入学者の募集は、県教育委員会の公告に基づき、各高等学校長が行う。  
なお、教育長が特に必要と認める場合は、第2次募集を行うことができる。
- 2 入学志願は次の各号に定めるところによる。
  - (1) 入学志願は1人1校とし、在籍又は出身の中学校、これに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校（以下「中学校」という。）の校長を経由して行うものとする。
  - (2) 入学志願に係る通学区域は、「山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則」（昭和24年3月県教育委員会規則第4号）の定めるところによる。
  - (3) 2校以上に同時に志願した者は、選抜の対象から除外する。
- 3 入学者の選抜は、各高等学校長が、それぞれ次の各号に定めるところにより行う一般入学者選抜、推薦入学者選抜及び連携型入学者選抜のうちいずれかの選抜方法により、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。  
選抜は、中学校における学習等の諸活動の記録及び県教育委員会が実施する学力検査の成績等の資料に基づいて行う。  
ただし、併設型高等学校においては、当該高等学校に係る併設型中学校の生徒については入学者選抜は行わない。
  - (1) 一般入学者選抜は、次に定めるところにより行う。
    - ア 中学校長から送付された調査書及び学力検査の成績に基づき選抜する。ただし、体育科及び音楽科の選抜においては、適性検査を行い、その結果を選抜の資料として加えるものとする。
    - イ 調査書中の各教科の評定と学力検査の成績の比率は、高等学校長が定める。
  - (2) 推薦入学者選抜は、専門学科と総合学科において、必要に応じて、次に定めるところにより行う。
    - ア 推薦入学者選抜は自己推薦によるものとする。この場合、学力検査を行わずに、自己推薦書、調査書及び面接に基づき選抜する。ただし、体育科及び音楽科の選抜においては、適性検査を行い、その結果を選抜の資料として加えるものとする。
    - イ 必要に応じて作文、実技検査及び当該高等学校作成の基礎学力検査を課し、これらの結果等を選抜の資料に加えることができる。
  - (3) 連携型入学者選抜は、中高一貫教育を行う連携型中学校から連携型高等学校への入学者の選抜に当たり、次に定めるところにより行う。
    - ア 学力検査を行わず、「学習のまとめ」及び面接に基づき選抜する。
- 4 調査書を選抜の資料とする場合は、調査書中の「特別活動等の記録」及びその他の記録にも十分留意するものとする。
- 5 学力検査は、次の各号に定めるところにより行う。
  - (1) 学力検査は、令和2年3月10日（火）に同一問題で一斉に行う。
  - (2) 学力検査は、すべての学校・課程・学科において国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）について行う。
  - (3) 学力検査の問題は、中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）に基づいて出題する。

- (4) 検査時間は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）それぞれ 50 分とする。
- (5) 配点は、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）それぞれ 100 点とする。ただし、高等学校長が必要と認めるときは、特定教科の配点の比重を変更することができる。
- 6 高等学校長が必要と認め、自己申告等に関する書類が提出された場合は、これを選抜の資料として加えることができる。
- 7 合格者の発表は、令和 2 年 3 月 17 日（火）に受検番号によって行う。
- 8 国立諸学校を受検して合格した志願者については、在籍又は出身の中学校長は、志願先の高等学校長に対し、国立諸学校への入学の諾否を報告しなければならない。
- 9 その他入学者選抜の実施上必要な事項は、別に定める入学者選抜実施要項に示す。

#### 付 記

- 1 高等学校専攻科の入学者選抜については、別に定める。
- 2 定時制の課程における成人の入学者選抜及び通信制の課程における入学者選考については、別に定める入学者選抜実施要項に示す。

### 議第 3 号

#### 東南置賜地区の県立高校再編整備計画について

東南置賜地区の県立高校再編整備計画を、別添のとおり策定する。

#### 提 案 理 由

平成 26 年 11 月に策定した「県立高校再編整備基本計画」の方針に従い、中学校卒業生数の減少に対応するとともに、時代の進展に対応した特色ある学校の配置を進める必要があるため提案するものである。

令和 2 年 3 月 16 日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 間 裕 晃

## 東南置賜地区の県立高校再編整備計画【概要版】

県教育委員会は、平成 31 年 3 月の「東南置賜地区の県立高校再編整備計画（骨子案）」の公表後、地域説明会、意見募集、学校関係者や産業界などからの意見聴取を実施し、地域の皆様からいただいた御意見を参考にしながら更に検討を進め、この度、「東南置賜地区の県立高校再編整備計画」を策定いたしました。

### 令和 8 年度までの再編整備

- ◇ 令和 7 年度、米沢工業高校と米沢商業高校を統合し、米沢産業高校（仮称）を開校
- ◇ 令和 8 年度、定時制を夜間から昼間に移行
- ◇ 令和 4 年度に米沢商業、令和 5 年度に高畠、令和 6 年度に置賜農業を 1 学級削減

#### 令和元年度の学校配置（7校 28 学級）

米沢興譲館  
普通科 3 学級  
探究科 2 学級

米沢東  
普通科 4 学級

米沢商業  
商業科 3 学級

米沢工業  
工業科 5 学級  
定時制（夜）  
工業科 1 学級

南陽  
普通科 4 学級

高畠  
総合学科 3 学級

置賜農業  
農業科 3 学級

#### 令和 8 年度の学校配置（6校 25 学級）

##### 米沢産業高校（仮称）

[ 令和 7 年度に開校 ]

##### 【全日制】

工業科 5 学級  
商業科 2 学級

《米沢工業の敷地・校舎活用》

##### 【定時制（昼間）】

総合学科 1 学級

- ・ 令和 5 年度米沢工業（定）入学生から学科改編
- ・ 令和 8 年度に夜間から移行

《米沢商業の敷地・校舎活用》

[ 令和 8 年度に米沢工業の敷地・校舎から移転 ]

##### 米沢興譲館

普通科 3 学級  
探究科 2 学級

##### 南陽

普通科 4 学級

##### 米沢東

普通科 4 学級

##### 高畠

総合学科 2 学級

##### 置賜農業

農業科 2 学級

### 令和 8 年度以降の再編整備

- ◇ 更なる少子化の進行に対応するため、高校の教育環境の充実・向上といった視点から、広域にわたる再編整備が必要となります。
- ◇ 令和 8 年度以降の令和 17 年度を目途とする米沢市内の普通科高校の在り方と米沢市外の 3 つの高校の在り方については、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて検討します。

# 米沢産業高校（仮称）の特色

## 【 全日制 】 工業科（5学級） 商業科（2学級）

- ・工業の6分野※をそれぞれ体系的・系統的に学び、高い専門技術を習得
- ・技術の進展や地域産業のニーズに対応し、地域のものづくりを担うスペシャリストを育成

- ・ビジネスの基礎的知識・技術を幅広く習得し、商業のスペシャリストを育成
- ・地域の産業・観光を幅広く学習し、地域との関わりを重視した実践的な商業教育を推進

- ・Society5.0の技術革新に対応し、地域産業の振興に貢献する人材を育成
- ・学科の枠を超えた科目も学習できる総合選択制を導入するなど、生徒の幅広い興味・関心に応じた多様な選択科目を提供
- ・大学や企業等との充実した連携により、生徒一人一人のキャリア形成を支援し、広い視野をもち、豊かな知識と技能をもつ生徒を育成

※ 機械・生産系、電気・制御系、情報・通信系、土木・建築系、化学・素材系、環境・デザイン系の6分野

## 【 昼間定時制 】 総合学科（1学級）

様々な入学動機や学習歴をもつ生徒の多様な学習ニーズに対応

総合学科の特色を生かし、多様な科目を開設して生徒一人一人が実社会で活躍し主体的に生きる力を養成し、個性を最大限に伸長

地域と連携しながら、校外での体験的な活動を通して教育の幅を広げ、地域社会の発展に貢献する人材を育成

### < 県全体で検討すべき課題 >

- ◇ 「山形県中高一貫教育校設置構想（平成21年6月策定）」では、内陸地区と庄内地区に併設型中高一貫教育校のモデル校を設置し、実践を検証した上で、将来的には県内4学区への設置を検討するとしています。南学区への併設型中高一貫教育校の設置については、置賜地域全体の声を聞きながら検討します。
- ◇ 小規模校の教育環境改善のため、近隣の高校との合同の学校行事、部活動の合同練習等の連携・交流の実施について検討します。

### < 令和8年度までのスケジュール >

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
米沢産業高校（仮称）	再編整備計画策定	教育基本計画策定	開校整備委員会		開校準備委員会		開校	
					米工(定)工業科を総合学科に変更		→	(夜)から(昼)に移行米商校舎へ移転
学級減対象校				米沢商業(商)	高畠(総)	置賜農業(農)		

【お問い合わせ】 山形県教育庁高校教育課 高校改革推進室 TEL 023(630)2493 FAX 023(630)2774  
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 E-Mail [ykokokaikaku@pref.yamagata.jp](mailto:ykokokaikaku@pref.yamagata.jp)

※ 東南置賜地区の県立高校再編整備の情報は、県ホームページ <http://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700013/> で御覧になれます。